

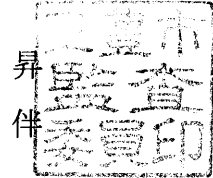
三 監 第 52 号

平成20年7月3日

三豊市三野町大見甲 5742 番地

岩 田 秀 樹 様

三豊市監査委員 糸 川
三豊市監査委員 川 北 善



住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

平成20年5月7日付提出のあった住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査結果を通知します。

高瀬中学校屋外運動場整備工事（第2期）入札に関する住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 三豊市三野町大見甲 5742 番地
氏 名 岩田 秀樹

2 請求書の提出

平成 20 年 5 月 7 日

3 請求の趣旨（原文）

三豊市契約審査委員会は、2007 年 9 月 1 日より設計額 5000 万円を上回る工事について、一般競争入札を実施することを決めた。（入札制度改革案）

しかし、2008 年 2 月 7 日に行われた「高瀬中学校屋外運動場整備工事」（第 2 期）入札においては、5000 万円を上回っているにもかかわらず、指名競争入札を実施した。これは、入札制度改革（案）と大きく「矛盾」している。

今回の入札は自ら決めたルールを破るものであり、地場産業の育成を理由としているが、この入札のみ A ランクだけである点を考えれば、行政の信頼を喪失するものであり、とうてい市民の納得の得られるものではない。

市長は一般競争入札を実施するべきであり、自ら決めたことは率先して守るべきである。このことの重要性を職員にも徹底し、今回の入札の予算決定及び落札業者決定に至る進め方について、経過、決定内容及び責任を明らかにするべきである。

今回入札の請負率 92.91% と平成 19 年度土木 A ランク平均請負率 88.06% の格差は入札変更を決定した責任者が負担すべきである。そして、自らの対応の誤りを明示し、市民・入札業者に対して周知することを請求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を、総合的に判断して監査対象

事項を、次のとおりとした。

本件請求による監査対象事項は、三豊市が平成 20 年 2 月 7 日に実施した三豊市立高瀬中学校屋外運動場整備工事（第 2 期）の入札を、設計金額が 5,000 万円を上回っているにもかかわらず指名競争入札としているが、2007 三豊市入札制度改革（試行）案（以下「入札制度改革案」という。）では一般競争入札とする規定になっており、入札制度改革案に矛盾して指名競争入札を実施したことが違法・不当に当たるか、またこのことで損害を与えたことに該当するか否かという事項である。そして、住民監査請求の措置請求として対象とする内容は、損害を補てんするよう、三豊市長に求めるものである。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 20 年 5 月 27 日陳述会を開催し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述会では、新たな証拠書類等の提出はなく、陳述についても請求の趣旨を補足説明するのみのものであり、新たな事実はなかった。

3 監査対象課

管財課、教育総務課及び議会事務局を監査対象とした。

管財課からは、入札制度改革案の策定経過・内容、入札の経過等の関係書類を提出させた。

教育総務課からは、予算関係及び入札に係る書類を提出させた。

議会事務局からは、関係委員会記録を提出させた。

また、平成 20 年 6 月 9 日に関係職員調査会を開催し、関係職員から聞き取りを行った。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないと判断する。

以下、事実関係の確認、監査対象課の説明及び判断の理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び関係職員からの聴取の結果、次のような事実関係を認めた。

(1) 入札制度改革案について

ア 入札制度改革案は、合併後から行ってきた入札執行における問題点を解消し、

入札制度の改革を進めるためのものである。平成19年1月29日に第1回検討会を開き、平成19年5月7日の三豊市契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）において、最終審査が行われ策定されたものである。この間、検討会は5回、契約審査委員会は3回開催されている。策定後に議会の関係委員会へも説明をしている。

イ 入札制度改革案の基本的な考え方は、制度改革要旨に「三豊市における入札制度については地域産業の育成にも配慮しつつ、透明性と競争性の確保も図る必要があるとの観点から試行的に順次制度の改革を進めることとする。」とある。

ウ 一般競争入札の範囲は、入札制度改革案の「Ⅱ公正な競争促進のための入札方法の改善」の「1）一般競争入札の範囲拡大」・・・（平成19年9月1日発注工事から適用）の表において、建築工事以外の工事は原則として設計金額5千万円以上を一般競争入札にすることと定められている。

(2) 指名競争入札に決定した経緯について

平成19年11月20日付けで、工事の担当課である教育総務課から管財課へ入札執行依頼があり、その後、3度の契約審査委員会で入札方式等について審議され、平成20年1月18日に開かれた契約審査委員会において、指名競争入札で実施することが決定されている。その後、教育総務課所管の教育民生常任委員会において、契約審査委員長が指名競争入札で実施することについて説明し、了解を得ている。

以上のような経過を経て、平成20年2月7日に入札が行われた。

(3) 入札関係の工事名等について

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 工事名 | 三豊市立高瀬中学校屋外運動場整備工事（第2期） |
| ② 設計金額 | 53,340,000円 |
| ③ 入札執行日 | 平成20年2月7日 |
| ④ 入札形式 | 指名競争入札 |
| ⑤ 指名業者数 | 17者（三豊市内本社の土木Aランク） |
| ⑥ 予定価格 | 50,673,000円 |
| ⑦ 落札業者名 | 有限会社 大前土木造園 代表取締役 大前昌敏 |
| ⑧ 契約金額 | 49,560,000円 |
| ⑨ 工期 | 平成20年2月14日から平成20年6月30日 |
| ⑩ 請負率 | 92.91% |
| ⑪ 落札率 | 97.80% |

2 監査対象課の説明

(1) 指名競争入札に決定した理由（管財課）

三豊市の入札制度については、制度改革要旨の中で「地域産業の育成にも配慮しつつ、透明性と競争性の確保も図る必要があるとの観点から試行的に順次制度の改革を進める。」とあるように、常に内容の点検をしながら制度の成熟に努めているところである。

本入札に関しては、公共工事の減少により建設業界全体が非常に厳しく、市内でも廃業者が出ている状況をふまえ、地元企業の育成が急務であるとの観点から、市内業者での入札方法について検討を行い、当該工事が、市内業者の技術力をもって施工可能な工事内容であり、市内本社の土木Aランクの全17者を指名することで、競争性を確保するに十分な業者数が確保できるとの結論に至った。

三豊市における入札・契約に関する最終決定機関である契約審査委員会としては、平成20年1月18日開催の委員会において上記の考え方等を総合的に判断して、本件を一般競争入札として執行することは現状に適しないと判断し、指名競争入札の方法で実施することが適当であると決定した。

なお、三豊市入札参加者選定等取扱要綱第3条ただし書きの規定で、契約審査委員会において、その性質又は目的が一般競争入札に適しないと認めるときは、一般競争入札以外の方法での執行も可としているところである。

(2) 損害の発生について（管財課）

今回実施した指名競争入札は、「三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準」に基づき指名した17者で実施され、一般競争入札と遜色なく競争性が保たれ適正な執行を行った。

また、過去の入札結果を見ても工事内容や現場条件等により請負率にはバラツキがあり、単に過去の平均値と比較して損害が発生したとの主張には納得できない。市が設定した予定価格はその基準となる積算額を下回っており、かつ落札価格は予定価格を下回った額となっているため、入札方法の違いにより市に損害を与える結果にはなっていない。

また、本件入札に関しては、指名業者の選定や予定価格の設定をはじめとする入札事務全般について、契約審査委員会等が関係例規に基づき適正に執行したものである。

(3) 求められている措置について

市が行った入札執行方法には、誤りはなく何ら措置の必要はないと考える。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について

次のように判断する。

(1) 入札制度改革案との矛盾について

請求人は、入札制度改革案において設計金額が 5,000 万円以上の土木工事は、一般競争入札で実施しなければならないと規定しているが、本件入札においては設計金額が 5,000 万円を上回っているにもかかわらず、指名競争入札を実施したのは、入札制度改革（案）に大きく「矛盾」しており、とうてい市民の納得の得られるものではないと主張しているため、この点について検討する。

入札制度改革案の制度改革要旨によると「三豊市における入札制度については地域産業の育成にも配慮しつつ、透明性と競争性の確保も図る必要があるとの観点から試行的に順次制度の改革を進めることとする。」とある。

① 地域産業の育成に配慮することについて

公共工事の減少により、建設業界が厳しい状況にあり、市内でも廃業者が出ていることは、市内の状況から理解でき、地元業者の育成が必要であったとする判断は妥当であり、それを進めるための入札であったと考えられる。

② 透明性と競争性の確保を図る必要があることについて

本件入札においての、透明性と競争性については、市内本社の土木 A ランク全ての 17 者で指名競争入札を実施しており、指名が A ランク全ての業者である点や指名業者数からすると透明性と競争性は確保されたと考えられる。

なお、三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 5 条の、「別表第 1 に掲げる設計金額に応じて、指名競争入札に参加する資格を有する。」との規定を適用すると、土木工事の請負対象設計金額が 1,000 万円以上は、A ランクを指名することとなる。

③ 試行的に順次制度の改革をすすめていることについて

本市は合併後 3 年目、また本改革は始まったばかりであることや、試行的に進めている段階でもあり、制度が確立するまでは、問題点に対応しながら進めていくことはやむを得ないと考えられる。

また、指名競争入札に決定したことについては、本件工事の設計金額が、5,334 万円であることも考慮して、入札・契約に関する最終決定機関である契約審査委員会において数度慎重に審査をした結果、社会情勢および三豊市入札参加者選定等取扱要綱第 3 条ただし書きの規定を適用し、地域産業育成からの必要性、指名業者数から競争性が確保できるという妥当性等から考えると、入札制度改革案に則った執行であり適正な取扱であると考えられる。

(2) 指名競争入札の執行による損害について

請求人は、今回入札の請負率 92.91%と平成 19 年度土木 A ランク平均請負率

88.06%の格差は、入札変更を決定した責任者が負担すべきであると主張しているのでこの点について検討する。

一般的に土木工事の入札においては、各入札者が工事内容や現場条件等を考慮して決定した入札価格で入札を行い、そのうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者が落札者となり、その者の入札価格が落札価格となる。このことから、同一工事の入札において、一般競争入札による落札価格又は指名競争入札による落札価格を推計し、その差を求めることはできないと考えられる。

本件入札においても、一般競争入札を実施した場合の落札価格を推計することは不可能であり、しかも一般競争入札を実施したからといって落札価格が必ず低くなるという合理的説明もできない。

また、本件の入札執行においては、透明性や競争性が確保されていることや、各種決裁、指名業者の選定や予定価格設定等の入札事務が適正に行われていたことから、本件入札を指名競争入札で実施したことで損害を与えたとはいえない。

以上のことから、本件入札は、契約審査委員会において入札方法等が審査され適正に決定されていること、入札制度改革案の基本的考え方に則って進められたこと、同制度は試行的に順次改革を進める過程であること、また指名競争入札の実施について議会にも理解を得ていること等から考えると、違法・不当であったとは認められない。

損害については、指名競争入札を実施したことで、三豊市に損害を与えたとは認められない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、この主張に基づく措置請求にも理由がないものと判断する。